○わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）について

地方税法の定める範囲内で、地方団体が特例措置の特例割合を条例で定めることができる日進市の特例割合（償却資産）は次のとおりです。

対象		特例割合	法令
汚水又は廃液処理施設		1/2	法附則第 15 条 第 2 項第 1 号
下水道除害施設		4/5	法附則第 15 条 第 2 項第 5 号
太陽光発電設備	【1,000kw 未満】	2/3	法附則第 15 条 第 25 項第 1 号イ
	【1,000kw 以上】	3/4	法附則第 15 条 第 25 項第 2 号イ
風力発電設備	【20kw 以上】	2/3	法附則第 15 条 第 25 項第 1 号ロ
	【20kw 未満】	3/4	法附則第 15 条 第 25 項第 2 号ロ
水力発電設備	【5,000kw 未満】	1/2	法附則第 15 条 第 25 項第 3 号イ
	【5,000kw 以上】	3/4	法附則第 15 条 第 25 項第 2 号ハ
地熱発電設備	【1,000kw 以上】	1/2	法附則第 15 条 第 25 項第 3 号ロ
	【1,000kw 未満】	2/3	法附則第 15 条 第 25 項第 1 号ハ
バイオマス発電設備	【10,000～20,000 未満】	2/3	法附則第 15 条 第 25 項第 1 号ニ
	【10,000kw 未満】	1/2	法附則第 15 条 第 25 項第 3 号ハ
特定事業所内保育施設		1/3	法附則第 15 条 第 32 項
雨水浸透貯留施設		1/3	法附則第 15 条 第 42 項
サービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅		2/3	法附則第 15 条の 8 第 2 項
中小事業者・小規模事業者が取得した先端設備等		0	旧法附則第 64 条

令和 5 年 12 月 1 日時点